

○宝塚市立児童館条例（抄本）

平成17年6月30日

条例第38号

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにするため、宝塚市立児童館（以下「児童館」という。）を設置する。

（指定管理者の指定）

第18条 市長は、センターの指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書にセンターの管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（次項において「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

- （1） 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
- （2） 事業計画書等の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- （3） センターの管理を安定して行う能力を有していること。

4 市長は、児童館（センターを除く。以下この条において同じ。）の指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

5 児童館の指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に児童館の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（次項において「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

6 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、児童館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

- （1） 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
- （2） 事業計画書等の内容が児童館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- （3） 児童館の管理を安定して行う能力を有していること。

○宝塚市立身体障害者支援センター条例（抄本）

平成17年6月30日

条例第40号

注 平成18年3月30日条例第12号から条文注記入る。

改正 平成18年3月30日条例第12号

平成18年9月26日条例第53号

（題名改称）

平成23年10月27日条例第24号

平成24年3月30日条例第10号

平成25年3月25日条例第8号

平成30年12月28日条例第46号

令和2年3月31日条例第6号

（設置）

第1条 身体障害者^{がい}に対し入浴の介護、食事の提供、創作的活動、機能訓練等の支援を行うことにより、身体障害者の自立、社会参加の促進、生活の改善及び身体の機能の維持向上等を図り、もって身体障害者の福祉を増進するため、宝塚市立身体障害者支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

（平18条例53・令2条例6・一部改正）

（指定管理者の指定）

第16条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に支援センターの管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、支援センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

（1） 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

（2） 事業計画書等の内容が支援センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） 支援センターの管理を安定して行う能力を有していること。